

別紙3を次のとおり改める。

1. (1) ②りに掲げる表を次のとおり改める。

軽自動車等

			東出雲
		安来スマート	259.091
		安来	333.334
米子西	190.477	259.091	476.191

普通車

			東出雲
		安来スマート	331.819
		安来	428.572
米子西	190.477	277.273	619.048

中型車

			東出雲
		安来スマート	368.182
		安来	476.191
米子西	285.715	377.273	761.905

大型車

			東出雲
		安来スマート	513.637
		安来	666.667
米子西	333.334	477.273	1,000.000

特大車

			東出雲
		安来スマート	895.455
		安来	1,142.858
米子西	571.429	813.637	1,714.286

1. (1) ⑤ロのうち「第7号」を「第8号」に改める。

1. (2) ②ロ (イ) のうち「第13号」を「第11号」に改める

1. (2) ③ロの次に次のとおり加える。

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。

1. (2)のうち「④平日朝夕割引」を「④平日朝夕割引(マイレージ登録)」に、同④ロ(ハ)ロのうち「a:対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。」を「a:対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値(ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。)」に改める。

1. (2)⑤ロ(ハ)ロのうち、「a:対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。」を「a:対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値(ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。)」に改める。

1. (2)⑥イのうち、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第15号」に、同ロ(ロ)のうち、「a:対距離制区間のキ

キロ程が100キロメートル以下の場合には1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合には、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。」を「a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合には1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合には、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値（ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合には1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合には、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合には、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合には、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合には、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。）」に改める。

1. (2) ⑧のうち「西日本高速道路株式会社が別に定める日」を「令和6年6月1日」に改める。

1. (2) ⑨のうち「西日本高速道路株式会社が別に定める日」を「令和6年6月1日」に改める。

1. (2) ⑩のうち「西日本高速道路株式会社が別に定める日」を「令和6年6月1日」に改める。

1. (2) ⑪を次のとおり改める。

⑪ 沖縄自動車道特別割引

イ 割引をする自動車

沖縄自動車道を通行するETC車（駐留軍公用車両を除く）。

ロ 割引率等

割引率は35.5パーセントとし、沖縄自動車道の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

1. (2) ⑱イのうち「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第1条第15号」に改める。

1. (2) ⑲から㉓を次のとおり改める。

⑲ 深夜割引（マイレージ登録）

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、午後10時から翌午前5時までの間（以下「深夜割引時間帯」という。）に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行する自動車（ただし、別添6のうちDに掲げる高速道路においては、大型車及び特大車に限る）。

ロ 割引率等

料金の額から、走行経路に基づく距離（以下「走行距離」という。）及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率（率を算出するための距離は、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程、別添5に定める一般有料道路等のキロ程（ただし、京都縦貫自動車道は、西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間においては、宮津天橋立インターチェンジから園部インターチェンジまでの区間及び篠インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの区間に限る。）、別添8に定める二輪車定率割引で用いるキロ程（ただし、京都縦貫自動車道は、園部インターチェンジから篠インターチェンジまでの区間に限る。）及び西日本高速道路株式会社が別に定めるキロ程（以下「深夜割引キロ程」という。）を用いるものとする。以下⑳から㉒まで同じ。ただし、別添6のうちB（佐世保道路は西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までに限る。）、四国横断自動車道愛南大洲線、九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島北インターチェンジと鹿児島インターチェンジ相互間及び京都縦貫自動車道（西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間においては、八木西インターチェンジから篠インターチェンジまでの区間のみを通行する場合に限る。）並びに日出バイパス及び延岡南道路（当該道路以外の高速道路と連続して通行する場合を除く。）（以下「距離対象外区間」という。）は70パーセントとする。）を対距離制区間、区間料金制区間（（1）④ただし書きにより、同ハの表に掲げる額と同額とする場合にあっては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間）又は別添6に掲げる高速道路の別（ただし、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間と近畿自動車道松原那智勝浦線の岸和田和泉インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間若しくは御坊インターチェンジから南紀田辺インターチェンジまでの区間若しくは関西国際空港線を連続して通行する場合は、高速国道又は別添6に掲げる高速道路の別）に乗じて算出した額（それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。以下「深夜割引後の料金の額」という。）を差し引いた額（ただし、10円を下限とする。）を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

$$100 - (L1 \div L2 \times W) \quad (\text{単位：パーセント})$$

（注）上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（深夜割引時間帯毎の走行距離は、西日本高速道路株式会社が深夜割引キロ程に記載するインターチェンジ等を通じた記録等を用いて深夜割引時間帯に走行したものと推計した距離とする。ただし、大型車及び特大車（別添1-1及び別添1-2に掲げる自動車の種

類がル及びタ、別添1-3に掲げる自動車の種類がヌ及びカ並びに別添1-4に掲げる自動車の種類がヌ及びヨを除く。) (以下「大型貨物自動車等」という。) は走行1時間あたり90キロメートルまでの距離 (以下「上限距離 (大型貨物等)」という。) 、大型貨物自動車等以外の自動車は走行1時間あたり105キロメートルまでの距離 (以下「上限距離 (大型貨物等以外)」という。) とし、深夜割引時間帯の走行時間が4時間を超える場合は、大型貨物自動車等は上限距離 (大型貨物等) 360キロメートルを下限として上限距離 (大型貨物等) から45キロメートルを、大型貨物自動車等以外の自動車は上限距離 (大型貨物等以外) 420キロメートルを下限として上限距離 (大型貨物等以外) から52.5キロメートルを深夜割引時間帯毎に減じるものとする。以下同じ。) (単位：キロメートル)

L2：走行距離 (単位：キロメートル)

W：30

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。

## ⑳ 深夜割引 (コーポレート契約)

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、深夜割引時間帯に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行する自動車 (ただし、別添6のうちDに掲げる高速道路においては、大型車及び特大車に限る) 。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率 (ただし、距離対象外区間は70パーセントとする。) を対距離制区間、区間料金制区間 ( (1) ④) へただし書きにより、同ハの表に掲げる額と同額とする場合にあっては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間) 又は別添6に掲げる高速道路の別 (ただし、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間と近畿自動車道松原那智勝浦線の岸和田和泉インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間若しくは御坊インターチェンジから南紀田辺インターチェンジまでの区間若しくは関西国際空港線を連続して通行する場合は、高速国道又は別添6に掲げる高速道路の別) に乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。 (ただし、料金の額から10円を差し引いた額を上限とする。)

$100 - (L1 \div L2 \times W)$  (単位：パーセント)

(注) 上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計 (単位：キロメートル)

L2：走行距離 (単位：キロメートル)

W：30

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。

⑳ 深夜割引（マイレージ登録）経過措置

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、次の（イ）又は（ロ）のいずれかの要件に該当する自動車。

（イ） 午後１０時から１時間を経過するまでの間（以下「経過措置時間帯」という。）に、高速国道又は別添６に掲げる高速道路を流出する自動車（ただし、距離対象外区間において通行料金の請求を受ける料金所のみを通行する場合は、当該自動車。以下②において同じ。）。

（ロ） 走行距離が１，０００キロメートルを超える自動車。

ロ 割引率等

料金の額から、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率（ただし、距離対象外区間は８０パーセントとする。）を対距離制区間、区間料金制区間（（１）④ハただし書きにより、同ハの表に掲げる額と同額とする場合にあっては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間）又は別添６に掲げる高速道路の別（ただし、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間と近畿自動車道松原那智勝浦線の岸和田和泉インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間若しくは御坊インターチェンジから南紀田辺インターチェンジまでの区間若しくは関西国際空港線を連続して通行する場合は、高速国道又は別添６に掲げる高速道路の別）に乗じて算出した額（それぞれの算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。以下「経過措置後の料金の額」という。）を差し引いた額（ただし、１０円を下限とする。）を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

（イ） イ（イ）のみの要件に該当する自動車

$$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W') \div L2 \quad (\text{単位：パーセント})$$

（注）上記式においてL１、L'１、L２、W、W'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L１：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L'１：経過措置時間帯の走行距離（複数の深夜割引時間帯を跨ぎ走行した場合には、最終の経過措置時間帯の走行距離とする。以下同じ。）（単位：キロメートル）

L２：走行距離（単位：キロメートル）

W：３０

W'：２０

（ロ） イ（ロ）のみの要件に該当する自動車

$$100 - (L1 + L2 - 1,000) \times W \div L2 \quad (\text{単位：パーセント})$$

ただし、上記式により算出した率が $100 - W$ を下回る場合は $100 - W$ とする。

（注）上記式においてL１、L２、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L１：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L２：走行距離（単位：キロメートル）

W：３０

(ハ) イ (イ) かつイ (ロ) の要件に該当する自動車

$$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W'1 + (L2 - 1,000) \times W'2) \div L2$$

(単位：パーセント)

ただし、上記式により算出した率が100 - W'2を下回る場合は100 - W'2とする。

(注) 上記式においてL1、L'1、L2、W、W'1、W'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計 (単位：キロメートル)

L'1：経過措置時間帯の走行距離 (単位：キロメートル)

L2：走行距離 (単位：キロメートル)

W：30

W'1：20

W'2：L1とL'1が同一である場合は20、L1がL'1より大きい場合は30

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

## ② 深夜割引 (コーポレート契約) 経過措置

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、次の(イ)又は(ロ)のいずれかの要件に該当する自動車。

(イ) 経過措置時間帯に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を流出する自動車。

(ロ) 走行距離が1,000キロメートルを超える自動車。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率(ただし、距離対象外区間は80パーセントとする。)を対距離制区間、区間料金制区間((1)④ただし書きにより、同ハの表に掲げる額と同額とする場合にあつては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間)又は別添6に掲げる高速道路の別(ただし、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間と近畿自動車道松原那智勝浦線の岸和田和泉インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間若しくは御坊インターチェンジから南紀田辺インターチェンジまでの区間若しくは関西国際空港線を連続して通行する場合は、高速国道又は別添6に掲げる高速道路の別)に乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。(ただし、料金の額から10円を差し引いた額を上限とする。)

(イ) イ (イ) のみの要件に該当する自動車

$$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W') \div L2$$

(単位：パーセント)

(注) 上記式においてL1、L'1、L2、W、W'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計 (単位：キロメートル)

L'1：経過措置時間帯の走行距離 (単位：キロメートル)

L2：走行距離 (単位：キロメートル)

W : 30

W' : 20

(ロ) イ (ロ) のみの要件に該当する自動車

$100 - (L1 + L2 - 1, 000) \times W \div L2$  (単位: パーセント)

ただし、上記式により算出した率が  $100 - W$  を下回る場合は  $100 - W$  とする。

(注) 上記式において L1、L2、W は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1 : 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計 (単位: キロメートル)

L2 : 走行距離 (単位: キロメートル)

W : 30

(ハ) イ (イ) かつイ (ロ) の要件に該当する自動車

$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W'1 + (L2 - 1, 000) \times W'2) \div L2$   
(単位: パーセント)

ただし、上記式により算出した率が、 $100 - W'2$  を下回る場合は  $100 - W'2$  とする。

(注) 上記式において L1、L'1、L2、W、W'1、W'2 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1 : 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計 (単位: キロメートル)

L'1 : 経過措置時間帯の走行距離 (単位: キロメートル)

L2 : 走行距離 (単位: キロメートル)

W : 30

W'1 : 20

W'2 : L1 と L'1 が同一である場合は 20、L1 が L'1 より大きい場合は 30

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

### ②割引相互間の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

①から⑮ (ただし、④及び⑤を除く) 及び⑱に定める割引相互間の重複適用関係は別添 7 のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添 7 において重複適用無しと定めた割引のうち 2 以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ ⑲及び⑳の割引相互間における重複適用関係

⑲と⑳の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑲は適用しないものとする。

ニ ㉑及び㉒の割引相互間における重複適用関係

㉑と㉒の割引適用要件に該当する自動車の場合、㉑は適用しないものとする。

ホ ④と①、③、⑥、⑪から⑭まで、⑱、⑲又は㉑の割引相互間における重複適用関係

(イ) ④と①又は⑪は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑪については、⑪の割引適用後に、④の割引を適用する。

(ロ) ④と③、⑥、⑫から⑭まで、⑱、⑲又は㉑の割引適用要件に該当する自動車の場

合、④は適用しないものとする。

へ ⑤と②、③、⑥、⑪から⑬まで、⑮、⑳又は㉒の割引相互間における重複適用関係  
(イ) ⑤と⑪は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑪の割引適用後に、⑤の割引を適用する。

(ロ) ⑤と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

$$A - (A - B) \times 2$$

(注) 上記式において、A、Bは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：⑤の割引前の料金の額

B：月間適用回数(コーポレート契約)が10回以上の場合における、⑤ロの(イ)から(ハ)で算出した料金の額

(ハ) ⑤と⑮の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、⑮の割引を適用する。

(ニ) ⑤と③、⑥、⑫、⑬、⑳又は㉒の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。

ト ⑲又は㉑と①、⑥から⑭まで又は⑱の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑲又は㉑と①又は⑦から⑪までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑦から⑪までについては、⑦から⑪までの割引適用後に、⑲又は㉑の割引を適用する。

(ロ) ⑲又は㉑と⑥、⑫から⑭まで又は⑱の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑲又は㉑は適用しないものとする。ただし、深夜割引後の料金の額又は経過措置後の料金の額が、⑥の割引を適用した額より低い場合には、⑥の割引を適用した額から深夜割引後の料金の額又は経過措置後の料金の額を差し引いた額を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

チ ⑳又は㉒と②、⑥から⑬まで又は⑮の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑳又は㉒と⑦から⑪までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑦から⑪までの割引適用後に、⑳又は㉒の割引を適用する。

(ロ) ⑳又は㉒と②又は⑮は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑳又は㉒の割引適用後に、②又は⑮の割引を適用する。

(ハ) ⑳又は㉒と⑫又は⑬の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑳又は㉒の割引は適用しないものとする。

(ニ) ⑳又は㉒と⑥の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

1. (7) を削る。

別添3を別添3のとおり改める。

別添5を別添5のとおり改める。

別添7を別添7のとおり改める。

別添 8 を別添 8 のとおり改める。























別添 7 割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ														
大口	×	大口													
深夜	○	○	深夜												
休日	○	○	×	休日											
近迂	○	○	○	×	近迂										
近大迂	○	○	○	×	×	近大迂									
中神入	○	○	○	×	×	×	中神入								
中神迂	○	○	○	×	×	×	×	中神迂							
沖特	○	○	○	×	×	×	×	×	沖特						
延地	×	×	×	×	×	×	×	×	×	延地					
広連	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	広連				
障割	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	障割			
路バス	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	路バス		
二輪	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	二輪	

(注) 「マイレージ」、「大口」、「深夜」、「休日」、「近迂」、「近大迂」、「中神入」、「中神迂」、「沖特」、「延地」、「広連」、「障割」、「路バス」及び「二輪」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、深夜割引、休日割引、近畿自動車道等迂回利用割引、近畿自動車道迂回利用割引（大阪都心迂回）、中国自動車道迂回利用割引（神戸都心流入）、中国自動車道迂回利用割引（神戸都心迂回）、沖縄自動車道特別割引、延岡南道路地域内利用割引、広島呉道路連続利用割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引及び二輪車定率割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	沖縄自動車道特別割引、延岡南道路地域内利用割引、広島呉道路連続利用割引、近畿自動車道等迂回利用割引、近畿自動車道迂回利用割引（大阪都心迂回）、中国自動車道迂回利用割引（神戸都心流入）、中国自動車道迂回利用割引（神戸都心迂回）
2	深夜割引、休日割引
3	障害者割引
4	二輪車定率割引
5	乗合型自動車（定期路線）割引
6	マイレージ割引、大口・多頻度割引

別添 8 二輪車定率割引で用いるキロ程（単位：キロメートル）

近畿自動車道天理吹田線（天理・松原又は長原間）

								松原	長原
								1.8	
						藤井寺	松原	0.9	0.9
				柏原			ジャンクション	3.1	4.0
			香芝					5.1	8.2
								9.5	12.6
			法隆寺					14.9	18.0
		大和						18.2	21.3
	郡山下ッ道	まほろば	3.3	5.4	—			22.2	22.2
天理	ジャンクション・郡山	2.7	6.0	8.7	—	20.9	24.0	24.9	24.9
		3.2	5.9	9.2	—	24.1	27.2	28.1	28.1

近畿自動車道天理吹田線（松原・吹田間）

												吹田	
												—	
												2.4	6.9
												3.5	8.0
												6.7	11.2
												8.2	12.7
												—	—
												10.2	14.7
												12.4	16.9
												—	—
												17.8	22.3
												—	—
												19.5	27.5
松原	ジャンクション	0.9	—	7.1	10.6	—	13.8	14.8	—	23.0	—	23.9	28.4
		0.9	1.8	—	8.0	11.5	—	14.7	15.7	—	20.4	—	28.4

近畿自動車道松原那智勝浦線（長原・岸和田和泉間）

							岸和田 和泉
						堺	10.1
					美原南	堺 ジャンクション	—
				美原	ジャンクション	6.3	7.1
		美原北	ジャンクション	—	—	8.0	8.8
	松原	—	—	—	—	—	—
	松原	—	—	—	—	—	—
長原	ジャンクション	0.9	4.1	4.6	—	12.6	13.4
	0.9	1.8	5.0	5.5	—	13.5	14.3

油小路線

					伏見	終点
				城南宮南	—	—
			城南宮北	—	1.4	3.4
		上鳥羽	—	—	—	—
	鴨川西	—	—	—	3.2	5.2
起点	—	—	2.1	—	4.8	6.8
	—	—	2.7	—	5.4	7.4

鹿児島道路

		伊集院
	美山	11.1
市来	—	11.1

		鹿児島西
	松元	5.4
伊集院	—	10.2
	4.8	—

安来道路

			東出雲
		安来	9.8
		スマート	2.7
米子西	—	—	12.5
	6.6	9.3	19.1

京奈道路

				山田川
			精華学研	1.6
		精華下粕	—	—
		田辺西	5.0	5.0
	田辺北	—	3.9	8.9
城陽	—	4.8	8.7	13.7
	1.3	4.8	8.7	13.7

	木津
山田川	2.9

堺泉北道路

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	—	—	—
平井	—	1.0	3.3	4.2
	—	1.5	3.8	4.7

広島呉道路

	坂
仁保	3.6

		呉
	天応	6.2
坂	—	12.2
	6.0	—

長崎バイパス

			終点
		川平	3.3
	古賀市布	—	11.2
起点	—	—	13.0
	—	—	13.0

